

寝屋川市は、市内で創業する皆様、商店街等へ出店する皆様をサポートします！

令和8年度 寝屋川市 創業・商店街等出店 応援事業補助金

創業又は商店街等への出店に係る経費の一部を寝屋川市が支援します。

1. 補助対象者

① 新規創業者

(寝屋川市の特定創業支援等事業を受けた方)

※ 個人事業主については開業届記載の開業日、法人については法人設立日より先に補助金申請し、交付決定を受けていただく必要があります。

交付決定後に、開業（開業届の提出）や法人設立をしていただく流れとなりますので、すでに開業している場合や法人設立している場合は補助金の申請はできません。

創業するにあたり、事業に対し明確な方向性（事業計画）を持っておられる方を対象としているため、市経営アドバイザーによる事業計画の内容確認が必須となります（2回以上の確認）。※裏面参照

② 商店街等出店希望者

※ 商店街出店（オープン）よりも先に補助金申請し、交付決定をうけていただく必要があります。

2. 補助対象経費

1 外装工事・内装工事費用

2 設備・備品の購入費用

- ※ 1 事業に必要な耐用年数1年以上かつ取得金額が10万円以上
- ※ 2 パソコン、プリンタ、家具等の汎用性があり、目的外使用になり得るものは対象外です。
- ※ 3 中古品およびオークションでの購入品は対象外です。

3 事業の販路開拓に係る経費

- ※ 1 国、大阪府、他の団体等の補助金、交付金等の交付を受けているものは除きます。
- ※ 2 すでに着手済（工事開始済み、備品発注購入済み等）の経費は補助対象とはなりません。
- ※ 3 詳細については、産業振興センター（TEL072-828-0751）までお問い合わせください。

3. 補助対象額

補助対象経費の2分の1（上限20万円又は50万円）

- ※ 1 申請いただく枠によって補助上限額が異なります。詳しくはお問合せください。
- ※ 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除きます。
- ※ 3 補助金の予算額を超えたときは終了します。

創業相談、補助金など寝屋川市内での創業に関するお問い合わせは…

寝屋川市立産業振興センター
(寝屋川市都市デザイン部都市一課)

TEL 072-828-0751

住所 寝屋川市東大利町2-14

4. 補助金交付までの流れ（イメージ）

① 新規創業者

特定創業支援等事業による支援とは…
市経営支援アドバイザーが1月以上にわたって行う、創業相談に係る「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの分野のアドバイス等（創業支援セミナーを含む。）をいいます。

創業希望者

寝屋川市の特定創業支援等事業による支援を受け、その証明を取得。
※証明は市が発行します。

創業希望者

「創業・事業実施計画書」を作成し、寝屋川市経営アドバイザーによる2回以上の確認
※1 原則、1回目と2回目の確認は同じアドバイザーで、1回目と2回目の確認の間は1週間以上空ける必要があります。
※2 2回は最短の回数であり、3回以上の確認が必要な場合もあります。

創業希望者

市補助金要綱に沿って申請書と必要書類を揃え、提出
※提出書類は、事前にお問い合わせください。

提出された書類を審査し、不備等がなければ交付決定通知書を送付します。

市

創業希望者

・工事開始や設備・備品の購入等（補助事業）→開業準備→開業届の提出。
・補助事業完了後2週間以内に完了報告書を市へ提出（領収書や写真等）。

提出された書類を審査し、不備等がなければ交付確定通知書を送付します。
※その後、請求書を市に提出→指定いただいた口座に補助金をお振込みします。

市

② 商店街等出店希望者

※1 商店街等出店希望者でも、新規創業の場合は、特定創業支援等事業による支援を受ける必要があります。
※2 商店街等出店希望者は、特定創業支援等事業による支援を受けることは必須ではありませんが、市経営アドバイザーによる経営相談を無料で受けていただけますので、是非ご利用ください。

商店街等
出店希望者

「創業・事業実施計画書」を作成し、寝屋川市経営アドバイザーによる2回以上の確認
※1 原則、1回目と2回目の確認は同じアドバイザーで、1回目と2回目の確認の間は1週間以上空ける必要があります。
※2 2回は最短の回数であり、3回以上の確認が必要な場合もあります。

商店街等
出店希望者

市補助金要綱に沿って申請書と必要書類を揃え、提出
※提出書類は、事前にお問い合わせください。

提出された書類を審査し、不備等がなければ交付決定通知書を送付します。

市

商店街等
出店希望者

・工事開始や設備・備品の購入等（補助事業）→事業開始。
・補助事業完了後2週間以内に完了報告書を市へ提出（領収書や写真等）。

提出された書類を審査し、不備等がなければ交付確定通知書を送付します。
※その後、請求書を市に提出→指定いただいた口座に補助金をお振込みします。

市